Tillis 議員および Coons 議員が特許適格性に関する法案を再上程

2025 年 5 月 6 日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

Thom Tillis 議員（ノースカロライナ州選出、共和党、上院知的財産小委員会委員長）および Chris Coons 議員（デラウェア州選出、民主党、同委員会メンバー（前委員長））は 1 日、特許適格性（特許法第 101 条）に関する法案である「Patent Eligibility Restoration Act[1]」を連邦議会上院に再上程した。

本法案は、同メンバーが 2023 年 6 月に提出した「Patent Eligibility Restoration Act of 2023[2]」と同様に、特許適格性の判断基準を明確化し、特許適格性の判断に予見可能性を与えることを目的としたものである。本法案が特許を取得できない類型を列挙している点などは先の法案[3]と同様であるが、前回の法案と比較すると「Rules of Construction」というセクションが新たに設けられている。

本法案で新たに設けられたセクション「Rules of Construction」では以下の内容が規定されており、本法案の解釈について明確化が図られている。

- 本法案は、自明型の二重特許に関する判例の考え方に影響を与え、または変更するように解釈されるべきでないこと
- 数式そのものや実質的（substantially）に経済、金融、ビジネスなどにかかるプロセスについては、コンピュータ（機械や製造物を含む。）による課題解決前・後の動作（pre- or post-solution activity）をクレーム中に記載したとしても、当該発明の実施にそのコンピュータの使用が必須でない場合には、特許適格性の要件を充足しないこと

Tillis議員は、今回の法案上程に際してもプレスリリースを出しており[4]、最高裁判所による特許適格性の判断は不明瞭かつ予見可能性に乏しい旨を指摘し、結果として生命工学や AI といった経済的にも重要な産業分野において特許の取得を難しくしていると改めて強調している。そして、特許適格性の判断基準を明確化する本法案は、自身の立法活動の最優先課題であるとしている。

本法案について、知的財産関係者からは、特許適格性の判断について透明性の確保・予見可能性の向上に寄与する旨の肯定的意見も聞かれる一方で、安易に弱い特許の取得を許容することが広く係争を助長することにつながるおそれがあるとの声も聞かれるところ、今後も本論点に関する立法・行政の動向が注目される。

（以上）

---

[1] https://www.tillis.senate.gov/services/files/66582271-634A-4102-9658-5E4A98E4D206
[2] https://www.tillis.senate.gov/services/files/4B41CBF2-57AB-4E8E-9E93-7D714A7AAB40
[3] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2023/20230628.pdf
[4] https://www.tillis.senate.gov/2025/5/tillis-coons-kiley-and-peters-reintroduce-landmark-legislation-to-restore-american-innovation